

奈良県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

奈良県警察署協議会運営規則（平成13年4月奈良県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

奈良県奈良西警察署協議会	
奈良県生駒警察署協議会	

15人以内

11人以内

を

奈良県奈良西警察署協議会	
奈良県生駒警察署協議会	

16人以内

12人以内

に、

」

奈良県高田警察署協議会	
奈良県香芝警察署協議会	
奈良県五條警察署協議会	

16人以内

9人以内

を

奈良県高田警察署協議会	
奈良県香芝警察署協議会	

10人以内

奈良県五條警察署協議会

15人以内

11人以内

に改める。

7人以内

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。